

国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2024年5月15日 オンライン会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 露谷竹生 ひまやたけお

本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
	全般的事項	—	2023年12月の議事録を承認した。	2
1	測定：適用フェーズ	個々のIPSASについて現在操業価値の適用可否、「最もコストがかからない方法」、現在価値測定の開示、等の論点について検討した。	3月会議の指示事項への対応状況の確認、ED草稿のレビュー、SMC案の検討を行った。	2
2	気候関連開示	公開草案開発に向けて、重要と思われる論点を検討した。	公開草案全体の草稿を初めて検討した。	3
—	参考情報その1 <ul style="list-style-type: none">現中計期間（2024年～）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）IPSASと日本の政府会計の比較研究基準書の日本語訳コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター過去のIPSASB会議の報告記事IPSASBのボードメンバー 一覧			6
—	参考情報その2 各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ			9

(略称) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注)

本稿は、IPSASBの2024年5月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「番号」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2024年8月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

IPSASB会議のアジェンダ・ペーパー及びプレゼンテーション資料等は、IPSASBウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは原文資料を参照されたい。また、本稿末尾の「[参考情報その1](#)」に、IPSASB関連の公表文書、解説記事、翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の資料をまとめているので参照されたい。

全般的事項

2024年5月のIPSASB会議は、2024年5月15日に、オンライン形式で開催された¹。参加者は、18名のうち15名のボードメンバー（以下、メンバー）をはじめ、テクニカル・アドバイザー（以下、TA）、招待オブザーバー及びスタッフを合わせて40名であった。

今回のIPSASB会議では、承認された文書はない。

1. 測定：適用フェーズ（アジェンダ1）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

① プロジェクトの目的等

本プロジェクトは測定プロジェクトのフェーズ2である。フェーズ2は、各IPSASの当初認識と事後測定に、現在操業価値（以下、COV）の測定基礎概念が適用可能かどうかを評価することを目的としている。フェーズ1では、IPSAS第45号「有形固定資産」についてのみ当該評価を行っており、フェーズ2では、その他のIPSASが検討対象となる。

② これまでの進展

2022年12月の会議で、2023年6月会議からフェーズ2の検討を行うことが事務局長から提案された。その後、予定よりも早く2023年3月会議から検討を開始した。現在は公開草案を開発しており、2024年6月会議で承認することを目指している。

本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 2024年3月会議の指示事項（1.2.1）

事務局は2024年3月会議の指示事項に基づいてED草稿をどのように修正したのかを概説した。会議の場では、メンバーからは特に全体的なコメントはなかった。

事務局から、Andrew van der Burgh氏（南アフリカのボードメンバー）は、IPSAS第31号については更なる検討が必要との見解で、現時点ではED草稿に同意していないとの報告があった。6月会議の前に、同氏と事務局で事前協議することが指示された。

その後、ED草稿（1.3.1）の検討をセクションごとに行った。パート1の、IPSAS第3号の修正のセクションについて、「測定基礎」を「測定モデル」に変更した理由を、「結論の根拠」に記載すべきとの意見があった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">ED表題は「IPSAS第46号「測定」によるIPSASの修正」とする。ED序文の表は、IPSASBがCOVの適用可能性を検討した全IPSASを適切に掲載するように修正されている。
------	--

¹ 会議の動画はYouTubeで公開されており、無償で視聴できる。

	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 46 号の B5 項と B6 項の修正案は、COV の算定における「最もコストがかからない方法」の適用方法と整合している。 IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」に、現在価値測定に関する開示を追加する。 現在操業価値（COV）は、非交換取引において取得した無形資産の、当初測定時の測定基礎として適切である。 COV は、操業能力のために保有する無形資産の事後測定時の測定基礎として適切である。 IPSAS 第 12 号「棚卸資産」における Day 2 の再評価に関する「結論の根拠」の文案は、適切に修正されている。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSASB メンバーによる校正上のコメントについて、6 月会議の前に会議外で対応すること。

(3) コメントを求める特別の事項（1.2.2）

事務局は SMC 案について簡単に説明した。

SMC 2 は、使用権資産の事後測定に COV が適用可能であることについて、意見を求めている。この SMC 2 に、インカム・アプローチの適用が可能かどうかに関する質問を含めるべきでは、という意見があるボードメンバーから寄せられており、会議外で当該ボードメンバーとの協議を行った上で、次回の 6 月会議で修正文案の検討を行うこととされた。

SMC 3 は、IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」の「回収可能サービス価額」の一つとして COV を位置付けることについて意見を求めている。メンバーからは、使用価値が COV に置き換わったことを明示すべきとの発言があった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 操業能力のために保有する棚卸資産・無形資産に対する COV の適用可能性について、関係者のフィードバックを求めるため、SMC を一つ追加する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSASB メンバーと協力して、使用権資産の事後測定時における COV の適用可能性について、SMC 2 の案文を検討する。 SMC 3 の文案を再検討し、この提案は IPSAS 第 21 号において「使用価値」を COV に置き換えることであることを明確化する。

2. 気候関連開示（アジェンダ 2）

(1) プロジェクトの説明とこれまでの進展

IPSASB は、近年のサステナビリティ報告に関するガイダンス開発ニーズの急速な高まりを受け、今後の方向性について広く意見を募集するため、2022 年 5 月に CP「公的部門のサステナビリティ報告の推進」²を公表した。

² 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」」の解説](#)

2022年10月会議から当該CPに寄せられたコメントの分析を開始し、今後のIPSASBのサステナビリティ報告関連の活動の方向性について議論を重ね、2023年3月会議で、「気候関連開示」の検討を行うことを合意し、2023年6月会議でプロジェクト概要書を承認した。現在は公開草案を開発しており、2024年9月会議で承認することを目指している。

サステナビリティ報告プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) プロジェクトの管理プロセスと次のステップ (2.2.1)

事務局長から、Karen Leung氏がサステナビリティに特化した新しい事務局スタッフとして今回から気候関連開示プロジェクトに参加していると紹介があった。同氏は、現在はシンガポールのEYに勤務しており、近いうちにトロントに移る予定である。

事務局から、9月のED承認までに想定しているプロセスについて説明があった。IPSASB本体で出た意見に加えて、SRG（サステナビリティ報告グループ）、TWG（トピック分科会）、CAG（IPSASB 諮問助言グループ）などの関連する会議体の意見も反映し、起草グループも設ける。6月会議では、まる1日を費やして、ED草稿を詳細に検討する予定である。

(3) アウトカムの用語 (2.2.2)

事務局は、「インパクト」の用語は基準設定主体によって位置づけや定義が異なっていることから、これまでIPSASBが推奨実務ガイドライン（RPG）等で使用してきた「アウトカム」の用語を使用することを提案した。

メンバーからは、以下のコメントがあった。

- インパクトではなくアウトカムの用語の使用に賛成。GRIの使うインパクトの用語は影響範囲が広すぎる。ステークホルダーに伝えるべき重要なメッセージになる。
- アウトカムの用語の定義と、他の要素との明確化について懸念がある。ED草稿の定める政策活動は、本来の政策活動よりも狭い範囲になっている。
- 総論では賛成だが、RPGのアウトカムとアウトプットの用語定義は、範囲が狭く、サステナビリティ報告が目指す社会全体への影響を捉え切れていない。
- 「自身のオペレーション」と「政策活動」はリンクしているが、それがED草稿で表現できているのか疑問。また、RPGのアウトプットの用語定義では「受益者」という言葉が使われているが、より多くのステークホルダーを巻き込む必要がある。

議論の結果、インパクトではなくアウトカムの用語を使用すること、及び既存のIPSASB文献との整合性については理解が得られた。ただし、表現については引き続き検討する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">• RPG第3号で定義している「アウトカム」の用語を気候関連の政策活動に使用することは、多様な利用者ニーズに対処する上で適切である。ただし、下記の指示事項が対処されることが前提である。
-------------	--

事務局への指示

- 「アウトカム」と「アウトプット」の用語を明確化し、「リスク及び機会」との関係を説明すること。

(4) ED 草稿の検討 (2.2.3)

ED 草稿を初めて通しでセクションごとに検討した。メンバーからは、以下の意見が出た。

① 目的と範囲 (第2項～第5項)

- 第2項(a)で、長期財政のサステナビリティに影響するリスクと機会について挙げている箇所について、財政のみに限定しているという誤解を与えないように、サービスの提供も追記すべきである。
- 主体によっては、財政の持続可能性を分析・検証できない場合がある。
- 第2項(b)には、リスクと機会は関係しないことがわかるようにすべき。
- 第3項(c)との一貫性を保つために、第2項(b)には、合理的に期待できるアウトカムと合理的に期待できないアウトカムの双方を開示に含めるべき。
- 政府の政策活動 (policy activities) は幅広いが、基準書として実行可能な範囲に絞らなければならない。この草稿では、気候変動に関連する政策活動に絞り込んでいるのか？
- 政策と活動を分けて考えるべきではないか。活動のみに絞り、政策は付録のように後述させるのがよい。
- 政策活動の開示規定が、少し埋もれてしまっているように思う。
- 自身の運営 (own operation) が政策活動を除くものとして定義されている。
- 地下鉄の敷設など、政策は当初は気候関連ではないが、結果として気候に関連した結果をもたらしている場合があるので、政策活動の結果として、主に気候に関連したものという表現に変えた方がよい。

② 用語定義 (第6項)

- 2.2.2 でアウトプットに政策活動が含まれることを明確にしたのは参考になった。
- 定義の後半が、公的部門の主体の実務と異なっているように思う。温室効果ガス (GHG) から出発することは広すぎるのでやめた方がよい。
- GHG プロトコルの方針には同意できない。政策と活動を分けた方がよい。政策を設定する主体が少数であるという前提もおかしいと思う。
- 自身の運営と政策活動の区別について混乱がある。プログラムやプロジェクトとは異なるのか。

③ ガバナンス (第7項～第10項)

- IFRS S2 のコピーを元に行っていることから、財務に重点が置かれているように見えるが、もっと幅広くするため、財務情報に関する言及を削除すべき。
- 公的部門と民間部門は大きく異なることを踏まえるべき。

- 公的部門では自身の運営においても、気候変動関連の政策の影響を受けるので、その点を第8項の開示事項に追加すべき。
- 第10項には、運営や政策の監視は含まれているのか。

④ 戦略（第11項～第27項）

- 第20項は、定量的な情報を提供するスキルやリソースが無い場合には提供する必要が無いと定めているが、公的部門用の閾値としては低すぎるように感じる。
- 第22項は、気候レジリエンスを評価するために、気候に関連するシナリオ分析を行うことを求めているが、政府システムの中の多くの小さな機関が当該分析を行えるのかは疑問である。
- 第15項は、財務状況に関する話であるが、財務実績は引当金を処理する能力を直接に示しているわけではないので、持続可能性との関係をもっと明確にする必要があると思う。また、財務的な制約があるために、政府がアウトカムを上げることができない場合がある。
- 気候変動の影響をどのように予測するのか、ガイダンスはあるのか。
- 標準的な分析は、政策を決定する方法ではない場合があるので留意が必要。

⑤ リスクと結果の管理（第28項～第31項）

- 第29項(b)では、気候変動に関連する機会をどのように評価し、優先順位をつけ、十分に前に特定するかについても議論しているので、セクションの見出しは適切か。

⑥ 一般要件（付録B）

- 前のセクションと重複するところがあるように思う。
- BCで、この一般要件を含めた理由を明確に示すべきである。次の基準にも使用できる。

<p>事務局への指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「目的」の параグラフで、「サービス提供」は長期財政持続可能性の一側面であることを明確に説明する。 • 報告の範囲は、全ての政策活動か、それとも気候関連の政策活動なのかを検討し、ボードの議論と論拠を「結論の根拠」に反映する。 • 「政策活動」の定義を見直し、他の主体に影響する政策活動に関係することを盛り込む。 • 「気候関連の政策」について定義を追加する。 • RPG第3号の「アウトプット」に関するガイダンスには政策活動が含まれることを明確にする。 • ガバナンスと戦略の параグラフにおける目的として、非財務報告を加える。 • 「自身の運営」及び「政策活動」の区分と、政策設定を行う主体かどうかの区分に関する境界を、どのように設定するかを再検討する。
-----------------------	--

	<ul style="list-style-type: none">• 小規模主体がシナリオ分析の報告を行うために必要なガイダンスを見直す。• サービス提供の現状と予想される影響に関する要求事項又はガイダンスの追加開示を検討する。• 政策活動の資金調達に関する開示規定を見直す。• 見出しの「リスク及びアウトカムの管理」を「リスク、機会及びアウトカムの管理」に修正する。• 基準書の構成を見直して、「自身の運営」及び「政策活動」に関する開示規定やガイダンスを見つけやすくなるようにする。
--	---

以 上

参考情報その1 (2024年5月31日時点)

1. 近年に公表済みの基準書等 (原文と日本語解説記事)
2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター
5. 過去の IPSASB 会議の報告記事
6. IPSASB のボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASB のウェブサイト	リンク
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	リンク
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	リンク
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	リンク

1. 近年に公表済みの基準書等 (原文と日本語解説記事)

基準書等	公表年月	原文	解説記事
「サステナビリティ・プログラム情報の報告—RPG 第1号及び第3号の修正：強制力のないガイダンスの追加」	2023/05	リンク	リンク
概念フレームワークの改訂：第7章「財務諸表における資産及び負債の測定」	2023/05	リンク	リンク
概念フレームワークの改訂：第5章「財務諸表の構成要素」	2023/05	リンク	
概念フレームワークの改訂：第3章「質的特性」	2023/10	リンク	
IPSAS 第45号「有形固定資産」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第46号「測定」	2023/05	リンク	執筆予定
IPSAS 第47号「収益」	2023/05	リンク	執筆予定
IPSAS 第48号「移転費用」	2023/05	リンク	執筆予定
IPSAS 第49号「退職給付制度」	2023/11	リンク	執筆予定
「IPSAS の改善 2023」	2024/04	リンク	執筆予定

2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第28号

「[国の財務書類の課題～国際公会計基準 \(IPSAS\) との比較～](#)」(2022/03)

3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク (仮訳)	2015/07	リンク

基準書等	翻訳公表	日本語訳
IPSAS 第 40 号 公的部門の結合 (2016 年 1 月初公表版)	2018/03	リンク
(2021 年ハンドブック版)	2022/08	リンク
IPSAS 第 1 号 財務諸表の表示		
IPSAS 第 2 号 キャッシュ・フロー計算書		
IPSAS 第 3 号 会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬		
IPSAS 第 4 号 外国為替レート変動の影響		
IPSAS 第 5 号 借入コスト		
IPSAS 第 9 号 交換取引から生ずる収益		
IPSAS 第 10 号 超インフレ経済下における財務報告		

4. 近年に公表されたコンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメント

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」	2022/05	リンク	リンク	リンク
コンサルテーション・ペーパー「天然資源」	2022/05	リンク	リンク	リンク
公開草案第 83 号「サステナビリティ・プログラム情報の報告」	2022/11	リンク	リンク	リンク
公開草案第 84 号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用权資産 (IPSAS 第 43 号及び IPSAS 第 23 号の修正)」	2023/01	リンク	リンク	リンク
公開草案第 85 号「IPSAS の改善 2023」	2023/10	リンク	リンク	なし
コンサルテーション・ペーパー「戦略及び作業計画 2024-2028」	2023/10	リンク	なし	リンク
公開草案第 86 号「鉱物資源の探査及び評価」及び 公開草案第 87 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト (IPSAS 第 12 号の修正)」	2024/01	リンク リンク	リンク	リンク (ED87)
公開草案第 88 号「資産に対する権利を譲渡する取決め (IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正)」	2024/03	リンク	執筆予定	なし
公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」	2024/04	リンク	執筆予定	なし

5. 過去の IPSASB 会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2023/02	バーチャル開催	リンク
2023/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク

開催年月	開催国／都市	報告記事
2023/06	カナダ／トロント	リンク
2023/07	バーチャル開催	リンク
2023/09	スイス／チューリッヒ	リンク
2023/10	バーチャル開催	リンク
2023/12	カナダ／トロント	リンク
2024/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク	リンク

6. IPSASB のボードメンバー

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Ian Carruthers（議長）	イギリス	CIPFA 理事、元財務省	2016※
Luzvi Chatto	フィリピン	監査委員会	2019
Lynn Pamment	イギリス	ジャージー、元 PwC	2019
Patricia Siqueira Varela	ブラジル	サンパウロ大学教授	2020
Scott Showalter	アメリカ	ノースカロライナ大学教授 元 FASAB、元 KPMG	2020
Kamira Sanchez Nicosia	パナマ	EY	2020
小林 麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Liang Yang	中国	デロイト	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリッヒ州	2022
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023
Jona Wala	ケニア	ケニア会計士協会理事	2023
Angela Ryan	ニュージーランド	財務省	2024
Yacouba Traoré	ブルキナファソ	ONECCA-BF 代表	2024

※ Ian Carruthers 議長は 3 期目（任期が 2025 年末までに 1 年延長された）。

議長以外のボードメンバーの任期は最長で 2 期 6 年間（暦年）。

参考情報その2 各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。

[アジェンダ1 測定：適用フェーズ](#)

[アジェンダ2 気候関連開示](#)

アジェンダ1 測定：適用フェーズ（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. 2022年12月会議

2023年6月会議からフェーズ2の検討を行うことが事務局長から提案された（その後、予定よりも早く2023年3月会議から検討を開始した。）。

2. 2023年3月会議

(1) フェーズ2の対象とするIPSASの検討（11.2.1）

事務局は、測定フェーズ2の範囲内とすべきIPSASを、4種類に区分して提案した。それぞれのIPSASに対するCOVの適用可否についても予備的な分析を披露した。

議論の結果、以下の各IPSASを測定フェーズ2の範囲内とすることを決定した。

IPSAS 第3号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」
IPSAS 第12号「棚卸資産」
IPSAS 第16号「投資不動産」
IPSAS 第21号「非資金生成資産の減損」
IPSAS 第26号「資金生成資産の減損」
IPSAS 第27号「農業」
IPSAS 第31号「無形資産」
IPSAS 第32号「サービス委譲の取決め：委譲者」
IPSAS 第36号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」
IPSAS 第37号「共同支配の取決め」
IPSAS 第40号「公的部門の結合」
IPSAS 第41号「金融商品」
IPSAS 第43号「リース」

測定フェーズ2では、各IPSASの当初認識と事後測定におけるCOVの適用の可否と、みなし原価に対するCOVの適用の可能性を検討することになる。

(2) IPSAS 第41号「金融商品」に対するCOVの適用可否の分析（11.2.2）

事務局は、IPSAS 第41号の範囲内の金融商品にはCOVは適用しないことを提案した。IPSAS 第41号をフェーズ2の適用範囲とすることについては合意を得たが、一部のメンバーから、IPSAS 第41号の範囲内であるコンセッションナリー・ローンや資本性金融商品に対する

戦略的投資は、必ずしも資金生成を目的として保有されているわけではない、との指摘があった。この指摘を踏まえ、事務局に、IPSAS 第 41 号の範囲内の金融資産について、COV の適用可否を掘り下げて検討するように指示が出された。

3. 2023 年 6 月会議

(1) プロジェクトの概説 (11.2.1)

事務局は、測定フェーズ 2 のこれまでの進展を説明した。

(2) IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」には COV を適用可能か (11.2.2)

事務局は、COV は IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。COV は、投資者が投資先の財務及び運営上の意思決定に参加する能力を反映しないからである。

決定事項	COV は、IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」に適用可能な測定基礎ではない。
------	---

(3) IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」には COV を適用可能か (11.2.2)

事務局は、COV は IPSAS 第 37 号「共同支配の取決め」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。

決定事項	COV は、IPSAS 第 37 号「共同支配の取決め」に適用可能な測定基礎ではない。
------	---

(4) IPSAS 第 41 号「金融商品」には COV を適用可能か (11.2.4)

事務局は、COV は IPSAS 第 41 号「金融商品」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。金融商品は通常、経済的便益を生み出すために保有するからである。

決定事項	COV は、IPSAS 第 41 号「金融商品」に適用可能な測定基礎ではない。
------	---

(5) IPSAS 第 16 号「投資不動産」には COV を適用可能か (11.2.5)

事務局は、COV は IPSAS 第 16 号「投資不動産」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。投資不動産は操業能力を目的として保有しないからである。

決定事項	COV は、IPSAS 第 16 号「投資不動産」に適用可能な測定基礎ではない。
------	--

(6) IPSAS 第 27 号「農業」には COV を適用可能か (11.2.6)

事務局は、COV は IPSAS 第 27 号「農業」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。当該基準書の対象資産の生物学的変換は、売却コスト控除後の公正価値によって最も正しく表現されるからである。

決定事項	COV は、IPSAS 第 27 号「農業」に適用可能な測定基礎ではない。
------	---------------------------------------

事務局への指示	「結論の根拠」に、IPSAS 第 27 号の範囲内の生物資産は、経済的便益を創出するために保有され、よって COV は適切な測定基礎ではない旨を記載する。
---------	---

(7) 減損：範囲を限定した改訂の対象範囲（11.2.7）

事務局は、減損に関する「範囲を限定した改訂」の範囲は、IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」における回収可能サービス価額の構成要素に焦点を当てることを提案した。

決定事項	IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」の見直しの範囲は、「回収可能サービス価額」の用語定義と構成部分に限定すべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS 第 46 号「測定」の「公正価値」の定義を、「回収可能サービス価額」の分析に含める。 • COV は「非資金生成資産の使用価値」の代替物なのか、それとも「回収可能サービス価額」の構成部分なのかを分析する。

4. 2023 年 9 月会議

(1) プロジェクトの概説（8.2.1）

事務局は、測定フェーズ 2 のこれまでの進展を説明した。

(2) IPSAS 第 12 号「棚卸資産」には COV を適用可能か（8.2.2）

事務局は、COV は次の目的で保有する棚卸資産に適用可能な測定基礎として追加することを提案した。

- 無償又は名目的な対価で供給する。
- 生産プロセスで消費する。又は、無償若しくは名目的な対価で供給するための財。

メンバーからは、再調達原価を COV に置き換えるための論拠や、報告日と測定日の関係について説明不足であるので、12 月会議までに再検討の上、改めて示すべき等の意見が出た。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS 第 12 号「棚卸資産」の範囲内の資産に対する COV の適用可能性について、さらに分析を行う。
---------	--

(3) 減損：公正価値と回収可能サービス価額の定義の修正（8.2.3）

事務局は、減損に関する現行規定の説明を行った上で、減損に関して以下を提案した。

- (a) 回収可能サービス価額の構成部分として「売却コスト控除後の公正価値」を保持する。
- (b) IPSAS 第 46 号「測定」の公正価値定義に基づいて「売却コスト控除後の公正価値」の定義を修正する。
- (c) 操業目的で保有するほとんどの資産、特に特殊な用途の資産については、回収可能サービス価額の決定のための適切な指標は現在操業価値（COV）であり、売却コスト控除後の公正価値を算定する必要はない。

メンバーからは、回収可能サービス価額について、公正価値を維持すべきなのか、COV を認めるべきかに関する意見が出た。

(4) 減損：回収可能サービス価額における非資金生成資産の使用価値の保持又は置き換え (8.2.4)

事務局は、回収可能サービス価額の構成部分である「非資金生成資産の使用価値」を COV に置き換えることを提案した。

メンバーからは、歴史的原価モデルと現在価値モデルのどちらを採用するのかによって測定基礎が異なってくることや、COV を適用する場合において、減損は生じ得るのかというコメントがあった。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 回収可能サービス価額の決定について、IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」とアジェンダ 8.2.3 及び 8.2.4 の事務局提案のそれぞれについて、設例を作成する。
----------------	--

(5) IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」には COV を適用可能か (8.2.5)

事務局は、IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」に COV を定めるのではなく、結合対象となる個々の資産・負債項目に関連する IPSAS に COV を定めることを提案した。メンバーからは具体的な事例の記載が欲しいとの意見があった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> COV が適用可能かどうかについては IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」にまとめた定めを置くのではなく、個々の IPSAS の定めに従うこととする。
-------------	--

(6) IPSAS 第 32 号「サービス委譲の取決め：委譲者」には COV を適用可能か (8.2.6)

事務局は、サービス移譲資産の事後測定の測定基礎として COV が適用可能であると定めることを提案した。メンバーからは、認識時の測定については再検討が必要との意見があった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> COV は IPSAS 第 32 号「サービス委譲の取決め：委譲者」の範囲内の資産の測定基礎として適用可能である。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 32 号の認識時点の測定に関するガイダンスを改訂し、将来キャッシュ・フローの割引技法に重点を置くとともに、公正価値への言及を削除する。

(7) IPSAS 第 43 号「リース」には COV を適用可能か (8.2.7)

事務局は、使用权資産の事後測定の測定基礎として COV が適用可能であると定めることを提案した。メンバーからは、当初認識時の測定と、COV による事後測定が整合しないのではという意見があった。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 43 号「リース」の範囲内の資産に対する COV の適用可能性について、さらに分析を行う。
----------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> 使用権資産の測定にインカム・アプローチが必要かどうかを問う「コメントを求める特別の事項」を設ける。
--	---

(8) 会計上の見積りの定義と、「測定技法」の用語の一貫した適用 (8.2.8)

事務局は、次の2項目を提案した。

- (a) IPSAS 第3号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を修正し、会計上の見積りの定義を追加する。
- (b) 「測定技法」に関連する公的部門の用語に関して IPSAS 第3号を修正する。

メンバーからは、用語の使用法が IFRS と異なることについて、BC 等で明確に説明すべきとの意見があった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第3号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を修正し、「会計上の見積り」の用語定義を追加する。 IPSAS 第46号「測定」が導入した「測定技法」の用語を、IPSAS 全体に一貫して適用する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> ここまでの IPSASB の決定事項を踏まえた ED 草稿を開発する。

4. 2023年12月会議

(1) IPSAS 第3号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正 (4.2.1)

事務局は、IPSAS 第3号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第40項の、「測定基礎」の文言を「測定モデル」に修正し、測定基礎間の変更ではなく測定モデル間の変更が会計方針の変更であることを明確化することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 測定基礎の変更ではなく、測定モデルの変更が会計方針の変更であることを明確化するために、IPSAS 第3号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を修正すべきである。
------	---

(2) その他の論点—IPSAS 第12号及びIPSAS 第32号 (4.2.2)

事務局は、2023年9月会議の[アジェンダ 8.2.2 の事務局への指示事項](#)に対応するため、IPSAS 第12号「棚卸資産」の第17項を次のように修正することを提案した。「現時点の再調達価額」(CRC)を現在操業価値(COV)に置き換えるとともに、無償又は名目的対価によるサービス提供に関する(c)を追加する修正である。

現行	修正案
17. 棚卸資産は、以下の目的で保有されている場合、原価と現時点の再調達価額とのいずれか低い額で測定されなければならない。	17. 棚卸資産は、以下の目的で保有されている場合、原価と現在操業価値とのいずれか低い額で測定されなければならない。

<p>(a) 無償又は名目的対価による分配。 又は、</p> <p>(b) 無償又は名目的対価で分配予定の財貨の製造過程における消費。</p>	<p>(a) 無償又は名目的対価による分配。 又は、</p> <p>(b) 無償又は名目的対価で分配予定の財貨の製造過程における消費。 <u>又は、</u></p> <p><u>(c) 無償又は名目的対価によるサービス提供における分配又は消費。</u></p>
---	---

また、2023年9月会議の[アジェンダ 8.2.6 の事務局への指示事項](#)として、IPSAS 第32号「サービス委譲の取決め：委譲者」の当初測定ガイダンスを、IPSAS 第46号「測定」の当初測定ガイダンスと整合させることの検討を指示していたが、事務局は、IPSAS 第32号の当初測定の見直しは、本プロジェクトの範囲外である旨を提示した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> COVは非交換取引で取得した棚卸資産の当初取得時の測定基礎として適切である。ただし、事務局への指示事項の対応がなされることが前提となる。 COVは、操業能力のために保有する棚卸資産の事後測定時の測定基礎として適切である。ただし、事務局への指示事項の対応がなされることが前提となる。 IPSAS 第32号「サービス委譲の取決め：委譲者」の当初測定に関する用語を修正することは、本プロジェクトの範囲外である。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第12号の第17項(c)を修正して明確化することを検討する。また、IPSAS 第12号の範囲内の収穫した農産物について、意図しないDay2の動きが生じないかを検討する。

(3) 非資金生成資産の減損：回収可能サービス価額と設例（4.2.3）

事務局は、2023年9月会議の[アジェンダ 8.2.4 の事務局への指示事項](#)（[アジェンダ 8.2.3](#)の定義関連の論点も含む。）に対応するため、以下の3項目を提案した。

- 回収可能サービス価額の定義を、現在操業価値と売却コスト控除後の公正価値の高い方とする。
- IPSAS 第21号「非資金生成資産の減損」の使用価値の三つの算定方法のうち、回復原価アプローチとサービス構成単位アプローチの二つを削除する。
- アジェンダ 4.2.3 の付録 A（非資金生成資産の使用価値を COV に置き換える）と付録 B（事後測定に現在価値モデルを適用する主体の減損）の設例を、IPSAS 第21号に含める。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 回収可能サービス価額の二つの選択肢は、COV、又は売却コスト控除後の公正価値とする。
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 21 号の使用価値の三つの算定方法のうち、回復原価アプローチとサービス構成単位アプローチの二つを削除する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 減損の計算における現在価値測定基礎の適用を示す設例を、以下の目的で見直す。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 会計処理単位を検討する。 ➤ COV を見積るためのマーケット・アプローチの例を示す。 ➤ 設例の貨幣単位の数を減らす。 修正したアプローチが、事後測定に現在価値モデルを採用した主体に及ぼす影響を説明する。

(4) 市場条件によるリースと市場条件を下回るリースの、使用権資産の当初測定及び事後測定に対する COV の適用可能性 (4.2.4)

事務局は、2023 年 9 月会議の[アジェンダ 8.2.7 の事務局への指示事項](#)に対応するため、使用権資産の測定について以下を提案した。

- 市場条件で取得した使用権資産の当初測定には、COV は適用しない。
- 市場を下回る条件で取得した使用権資産については、ED 第 84 号「コンセッショナルリース及び現物使用権資産 (IPSAS 第 43 号及び IPSAS 第 23 号の修正)」の特定の測定技法が、当初測定の COV 原則に整合する。
- 使用権資産を主に操業能力のために保有する場合、市場条件又は市場を下回る条件で取得した使用権資産の事後測定には COV が適切である。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> COV は IPSAS 第 45 号「有形固定資産」にしたがって事後測定する使用権資産の事後測定の測定基礎として適切である。ただし、事務局への指示事項の対応がなされることが前提となる。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 「最もコストがかからない方法」の原則をコンセッショナルリースの取決めの文脈でどのように適用すべきかを明確にする。

5. 2024 年 3 月会議

(1) IPSAS 第 12 号「棚卸資産」—Day2 の動き (9.2.1)

事務局は、操業目的で保有する棚卸資産を測定する際に、現在再調達原価 (CRC) を現在操業価値 (COV) に置き換えるという 2023 年 12 月の決定を確認することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 棚卸資産 (IPSAS 第 12 号) の測定は、以下の場合には COV が適切な測定基礎である。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 非交換取引で取得した棚卸資産の当初測定 ➤ 操業能力のために保有する棚卸資産の事後測定
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 「結論の根拠」に、IPSAS 第 12 号に COV を導入することで、意図しない Day2 再評価が生じるかどうかに関する説明を追加する。

(2) 最もコストのかからない方法—現在操業価値 (9.2.2)

事務局は、COV を測定する際に、「最もコストのかからない方法」の原則を適用することを明確にするための修正を提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 46 号「測定」の第 23 項を修正して、COV の算定における「最もコストのかからない方法」の適用可能性を強調する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 46 号の B5 項と B6 項を書き直して、COV の算定において「最もコストのかからない方法」が一貫して適用されるようにする。

(3) IPSAS 第 31 号「無形資産」—現在操業価値の適用可能性 (9.2.3)

事務局は、COV は次の場合に、無形資産の適切な現在価値測定であることを提案した。

- (a) 非交換取引で取得した当初測定時
- (b) 操業能力のために保有し、かつ、主体がその会計方針の選択として現在価値モデルを選択する場合の事後測定時、

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 無形資産 (IPSAS 第 31 号) の測定は、以下の場合には COV が適切な測定基礎である。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 非交換取引で取得した無形資産の当初測定 ➤ 操業能力のために保有する無形資産の事後測定
------	---

(4) 現在価値測定の開示—修正案 (9.2.4)

事務局は、以下を提案した。

(a) 現在価値測定の開示の用語の IPSAS における一貫性の促進
(b) 非経常的な現在操業価値測定の開示の追加

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 「経常的」「非経常的」の用語を、以下の各 IPSAS の現在価値測定に関する開示から削除する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ IPSAS 第 16 号「投資不動産」 ➤ IPSAS 第 27 号「農業」 ➤ IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」 ➤ IPSAS 第 34 号「個別財務諸表」 ➤ IPSAS 第 38 号「他の主体への関与の開示」
------	--

(5) その他の指示事項—2023 年 12 月 IPSASB 会議 (9.2.5)

事務局は、2023 年 12 月会議の IPSASB 会議における指示事項は対応済みであると主張した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 12 号の第 17 項に、無償又は名目的な料金（移転費用）でサービスを提供するために保有する棚卸資産は、「原価と COV の低い方」で測定するということを反映する。
------	--

(6) 公開草案の開発 (9.2.6)

事務局は、ED 草稿の表題を、「IPSAS 第 46 号「測定」の適用（IPSAS 第 3 号、IPSAS 第 12 号、IPSAS 第 21 号、IPSAS 第 31 号、及び IPSAS 第 46 号の修正）」とすることを提案した。

また、ED 草稿を次の四つのパートに区分することを提案した。

- パート 1：現在操業価値の IPSAS への適用可能性
- パート 2：IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」の範囲を限定した更新
- パート 3：会計上の見積りの定義（IAS 第 8 号）
- パート 4：現在価値測定の開示に関する改善

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ED 草稿は、次の四つのパートに区分する。 <ol style="list-style-type: none"> IPSAS における現在操業価値の適用可能性 IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」の範囲を限定した改訂 会計上の見積りの定義（IAS 第 8 号） 現在価値測定の開示に関する改善
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> ED 草稿の表題を縮めて、修正対象となる多様な IPSAS は記載しない。 ED 草稿の序文の表に、本プロジェクトの範囲内の各 IPSAS に対する COV の適用可能性に関する決定を記載する。 「結論の根拠」に、サービス・コンセッショナルリー資産や使用権資産に対する IPSAS 第 31 号や IPSAS 第 45 号に従った事後測定への、COV の適用可能性について、詳細な説明を示す。 IPSAS 第 21 号の第 39C 項を書き直して、COV がゼロの資産は、売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額を上回る場合には減損しない旨を反映する。 IPSAS 第 21 号の第 43A 項は、「結論の根拠」に移動する。 IPSAS 第 46 号によって IPSAS 第 26 号に追加された COV の開示と同様に、IPSAS 第 21 号にも COV の開示を追加すべきか、検討する。 IE17 の前の表を削除する。

アジェンダ 2 気候関連開示 (今回の会議の記事は[こちら](#))

1. CP の開発・公表 (2022 年 3 月)

サステナビリティ報告が企業会計分野で注目されているが、公的部門における国際的な指針がないことが課題となっている。

世界銀行は、2022年1月に公表した報告書「Sovereign Climate and Nature Reporting」³において、IPSASBに対して国際的な公的部門用のサステナビリティ報告の指針の開発に向けてコンサルテーションを行うよう呼びかけた。また、2022年3月のOECDの財務省担当者フォーラム（非公開）でも、サステナビリティ報告に対する強いニーズがあることが示された。

このような動きを受け、IPSASBはサステナビリティ報告を急遽最優先の課題と位置付けて、2022年3月会議で1日以上会議時間を費やしてコンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」⁴（以下、CP）の検討及び承認を行った。その後、2022年5月に同CPを公表し、今後の活動に向けた関係者の意見を求めた。

2. 派生プロジェクト： サステナビリティ・プログラム情報の報告

上述したCPとは別に、IPSASBは短期に成果物を示せるプロジェクトも模索した。現行のIPSASBのガイダンスである、推奨実務ガイドライン（RPG）がサステナビリティ関連の報告に活用できることを示すために、サステナビリティ・プログラム情報の報告のプロジェクトを開始し、2023年3月に成果物である「サステナビリティ・プログラム情報の報告：RPG第1号及び第3号の修正」を承認し、2023年5月に公表した。

内容としては、RPG第1号「主体の財政の長期サステナビリティ報告」と第3号「サービス業績情報の報告」に、それぞれ適用ガイダンスや設例を追加するものである。RPG第1号及び第3号に基づく報告書で、公的部門の主体が行うサステナビリティ・プログラムに関する情報を開示できることを明確化している。

3. 2022年10月会議 コメント概要分析の説明

事務局から、CP「公的部門のサステナビリティ報告の推進」に寄せられたコメントの概要報告があった。また、2022年12月会議で方向性の決定を行う旨が説明された。

4. 2022年12月会議 CPコメントのレビュー

(1) CPに寄せられたコメントのレビュー（7.2.1）

事務局からCPに寄せられたコメントの概要説明が行われた。関係者からは概ね好意的なフィードバックが寄せられており、CPの予備的見解（PV）の全てが支持されていた。PVにはIPSASBが公的部門特有のサステナビリティ報告の開発に当たり、リーダーシップをとるべきである、という項目も含まれており、これも関係者から支持されていた。事務局は、関係者が識別した主要な論点について2023年中にさらに検討を進めることを提案した。

今後の方向性について議論したが、方向性に対する支持は受けたものの資金等のリソースの問題が解消されていないため、明確な結論は出なかった。

2023年1月中にタスクフォースを組成し、2023年6月までの半年間、会議外で、調査活動と範囲決定に向けた活動を行う予定である。範囲に関しては、暫定的に下記の内容を対象として考えている。

³ 英語原文。 [Sovereign Climate and Nature Reporting : Proposal for a Risks and Opportunities Disclosure Framework \(English\)](#)

⁴ 解説記事あり。 [【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」の解説](#)

- サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する一般規定
- 気候変動に関する開示
- 天然資源：非財務情報の開示（CP「天然資源」で提案した財務報告ガイダンスの開発と並行して検討を進める。）

(2) CAGのフィードバック (7.2.2)

CAG 議長の Thomas Müller-Marqués Berger 氏から、2022 年 12 月 5 日に開催された CAG 会議で CAG メンバーが述べた意見について情報共有が行われた。

5. 2023 年 3 月会議 今後の活動の方向性に関する議論

事務局は 2023 年 1 月から 3 月にかけて行った調査・研究の概要を報告した。これを踏まえ、同年 4 月から 6 月にかけて実施すべき調査・研究活動について議論を行った。

議論の結果、サステナビリティ報告プロジェクトは、まず、以下の 4 項目をベースとして開発を進めるべきであると決定した。

- 2022 年 5 月に公表した CP と、当該 CP に寄せられた関係者のコメントレター
- IPSASB の概念フレームワークが定める、目的、利用者及び情報ニーズ
- IFRS のサステナビリティ関連の基準書
- GRI の基準書

事務局には、2023 年 3 月会議で投影したスライドに、上記の 4 項目に関する議論の内容を反映・修正して再提示するように求めた。また、IFRS-S2「気候変動開示」を公的部門用に修正するプロジェクトの概要書案を作成するように指示した。

6. 2023 年 6 月会議 プロジェクト概要書「気候関連開示」の承認

(1) 教育セッション：IAASB 担当者によるサステナビリティ関連活動の説明

IAASB 事務局で非財務情報の保証を担当する Claire Grayson 氏が、IAASB のサステナビリティ関連活動の説明を行った。主な内容として、国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000「サステナビリティ保証業務に関する一般的要求事項」の公開草案が、2023 年 6 月の IAASB 会議で承認された。IAASB は関係者の関心に迅速に対応しており、IPSASB メンバーからは、賞賛とともに迅速な対応方法の秘訣などについて質問があった。

(2) サステナビリティ報告ガイダンスの位置付け (8.2.1)

事務局は、サステナビリティ報告に関する文書を、基準書として公表すること、かつ、当該文書は現行の IPSAS 一式とは異なる基準書一式として位置付けることを提案した。

決定事項	サステナビリティ報告の公表文書は、現行の IPSAS 一式とは別の強制力のある基準書として公表すべきである。
------	--

(3) 気候関連開示のプロジェクト概要書の承認 (8.2.2)

事務局による議案書の説明後、プロジェクト概要書の承認投票を行った。

決定事項	投票の結果、気候関連の「プロジェクト概要書」を承認した。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 「プロジェクト概要書」を、プレスリリースと共に公表する。 • 気候関連トピック・ワーキング・グループ（CTWG）を設置し、気候関連の専門的見地からの助言を受けプロジェクトの進行を支援する。 • サステナビリティ・リファレンス・グループを設置し、サステナビリティ報告基準の開発全体について助言を受ける。

気候関連開示のプロジェクト概要書⁵は、同日中に公表された。

7. 2023年9月会議

(1) プロジェクトの計画と工程表（13.2.1）

事務局がプロジェクトの進め方と工程表について説明した。

本プロジェクトでは、IPSASBの議論を支えるために、以下の二つのグループを組成する。

- サステナビリティ・リファレンス・グループ（SRG）
 - ハイレベルの戦略的な助言を提供する。
 - Scott Showalter氏が議長を務める。
 - メンバーは、議長と国際機関の代表者の計14名。
- トピック・ワーキング・グループ（TWG）
 - 具体的かつテクニカルな論点について議論し、提案を行う。
 - 四半期ごとに会合を行う。2023年10月18日に初回を予定。
 - IPSASBのIan Carruther議長がTWGの議長も務める。
 - メンバーは、議長、Liang Yang氏、ISSB、GRIほかを予定。

メンバーからは、二つの新グループのガバナンス体制、CAGとの関係、利用者の期待に対応できるのか、概念フレームワークを適用するのか、四半期ごとの作業予定、先住民問題についての取組など多くの質問が出た。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 事務局提案のアプローチに基づいて、気候関連開示の基準書を開発すべきである。
------	---

(2) 主要なサステナビリティ報告の概念と用語（13.2.2）

事務局は、サステナビリティ報告に関する用語と定義案について説明した。

- オペレーション・モデル
- 一般目的財務報告書（GPFs）
- GPFsの主な利用者
- 報告主体
- バリューチェーン

⁵ 気候関連開示の[プロジェクト概要書](#)

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> オペレーション・モデル、GPFRs、GPFRsの主な利用者及び報告主体について提案された用語定義は、若干の修正を加えることを前提として、適切である。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> オペレーション・モデルの用語定義を修正する。 バリューチェーンの用語定義案を見直し、GRI基準の定義に基づき、より簡潔でセクターにとらわれない内容にする。

8. 2023年10月会議

(1) 教育セッション：重要性の基礎知識

- 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）サステナビリティ報告テクニカル・エキスパート・グループ議長 **Chiara del Prete 氏**

欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）はダブルマテリアリティを採用している。その考え方や、重要性に関するガイダンスの解説を行った。情報の重要性評価の対象には、投資家だけでなく、他の関係者に対するアカウントビリティが含まれる。財務情報は投資家と他の関係者の双方が（環境・社会的な）インパクトを検討する際に役立つので、評価に当たって投資家と他の関係者を分けるべきではない。財務情報はインパクトの理解に役立ち、インパクトの理解によって財務情報も向上する双方向の関係がある。

- グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）基準書開発責任者 **Bastian Buck 氏**、及びGRI調査リーダー **Miguel Perez Ludena 氏**

GRI基準もダブルマテリアリティを採用している。GRI基準の構成と主要な考え方の解説を行った。ダブルマテリアリティにおけるインパクトとは何か、GRIがインパクトに注目した経緯、並びに重要なトピックスの決定手順が説明された。インパクトを、リスクや機会とともに利用者に示すことによって、ユーザーは全体像を把握できる。GRIは現在、インパクト、リスク及び機会の関係性について追加のガイダンスを開発中である。

- 国際サステナビリティ報告基準審議会（ISSB）戦略リーダー **Samuel Prestidge 氏**

IFRSのサステナビリティ報告基準はシングルマテリアリティを採用している。当該基準における重要性の概念、リスクと機会の識別及び重要な情報について解説を行った。ISSBでは財務報告とサステナビリティ報告の重要性を整合させており、資本市場における投資家に焦点を当てている。ISSBとEFRAGは、財務上の重要性の定義については足並みを揃えている。重要性評価の手順に関するガイダンスの整合性を向上させるために、ISSBはEFRAGと共同で追加のガイダンスを開発中である。

(2) 教育セッション：重要性の実務上の取扱い

- PwC オーストリア・元IPSASBボードメンバー **Bernard Schatz 氏**

PwC オーストリアにおけるサステナビリティ関連業務の実務経験と、公的部門における GRI 基準や ESRS の適用実務について解説を行った。GRI と ESRS の二つの基準の類似点と相違点、及び実務における重要性評価の枠組みの説明があった。ダブルマテリアリティを構成するインパクトと財務上の重要性は相互補完的なものであり、双方の視点を持つことはとても有用である。また、GRI や EFRAG などの基準設定主体が協働することによって、報告書作成者の負担が緩和されている。

- **EY カナダ・元トロント市 CFO Heather Taylor 氏**

トロント市におけるサステナビリティ報告の導入経験について解説を行った。トロント市が財務、サービス及び社会的な観点から重要性に取り組んだ方法と、政治的な影響力を受けないように留意したことなどの説明があった。基準書は主体が重要な情報を評価する際に役立つが、基準書が不明確で一貫性がない場合には、利用者が報告を遅らせるか報告せず、その言い訳に使われるおそれがあることに留意が必要である。

- **コペンハーゲン・ビジネス・スクール准教授 Caroline Aggestam Pontoppidon 氏**

同氏の勤務する大学は、ESRS を任意採用しているデンマークの地方自治体に属しており、同氏の授業にはケーススタディが組み込まれている。ケーススタディの目的は、公的部門の主体が情報の重要性を評価する方法を策定し、提案することである。参考として、他の国・地域や民間部門の開示における追加の枠組みについても説明があった。

(3) 会計教育に関する IFAC パネル：サステナビリティ報告プロジェクト

- **IFAC 会計教育に関する国際パネル議長 Anne-Marie Vitale 氏**

IFAC は最近、サステナビリティ関連報告及び関連する保証サービスの業務に従事する会計専門職に必要な専門能力を検討するプロジェクトを立ち上げた。同氏は、当該パネルの作業計画について IPSASB のメンバーに公的部門の視点に基づく意見を求めた。

9. 2023 年 12 月会議

(1) 目的と範囲：気候関連のインパクト、リスク及び機会（6.2.1）

気候トピック・ワーキング・グループ（CTWG）は、草稿の目的と範囲の各セクションにインパクト、リスク及び機会に関する記述を加えることを提案した。そうすることによって、気候関連のインパクト、リスク及び機会の定義には、GRI 基準や IFRS サステナビリティ開示基準との一貫性が生まれる。また、公的部門におけるリスクと機会の範囲を、推奨実務ガイドライン（RPG）第 1 号の財務サステナビリティに沿って、主体のサービス提供や財務コミットメントに関連させる方法を採用することになる。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 事務局への指示事項の対応がなされることを条件として、公的部門の気候関連開示の目的は、気候変動問題への主体の貢献に対する意思決
------	--

	定やアカウンタビリティに役立つように、気候関連のインパクト、リスク及び機会の情報の開示のために原則を提供することである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連のインパクトと気候関連のリスク及び機会との関係について適用指針を明確にすることを含め、気候関連のインパクトに関する文案を説明に追加する。 資金とリソースを考慮し、気候関連のリスクと機会の範囲を見直す。 公的部門の主体の規制上・政策上の役割と、管理上の役割に関して検討し、ガイダンスを追加する。

(2) 概念上の基礎：報告ステップ (6.2.2)

CTWG は、IFRS-S1 号及び GRI 第 3 号のガイダンスに基づいて、3 段階の報告ステップを提案した。

- (i) 主体の状況の理解
- (ii) 気候関連のインパクト、リスク及び機会の識別
- (iii) 重要な情報の決定

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 開示する情報の識別に関して、次の 3 段階のガイダンスを定めることが適切である。ただし、事務局への指示事項の対応がなされることが前提となる。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 主体の状況の理解 (ii) 気候関連のインパクト、リスク及び機会の識別 (iii) 重要な情報の決定
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 草稿をレビューして、主体の状況を理解する方法が反映されるようにする。当該レビューには、計画やプログラムが既に実施されているかどうか、利害関係者の関与など、それらの計画やプログラムの一部であったプロセスの活用、並びに、確立された計画やプログラムに主体がどのように貢献するかを含む。 基準書の草稿は、気候を超える内容にはしない。

(3) 概念上の基礎：重要性 (6.2.3)

CTWG は、サステナビリティ目的の重要性を、IPSASB 概念フレームワークの重要性と整合させることを提案した。また、IFRS-S1 号及び GRI 第 3 号に基づいて、サステナビリティ情報の特徴に対応した適用指針を提供することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IPSASB 概念フレームワークの重要性の定義を、気候関連開示に使用すべきである。
------	---

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定とアカウンタビリティのための公的部門の役割と目的は、重要性に関係するので、この論点に特別に対処するガイダンスの追加を検討する。
---------	---

(4) ガバナンス、戦略、インパクト及びリスク管理 — ブレークアウト・セッションによる議論 (6.2.4)

今回の会議では、通常のメンバーによる議論のほかに、複数の小グループに分かれてのブレークアウト・セッションが行われ、メンバー、TA、オブザーバー及び事務局が参加して、気候関連開示の基準書草稿のうち、ガバナンス、戦略、インパクト及びリスク・マネジメントの各セッションにおいて考慮すべき事項について意見を出し合った。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連開示基準の草稿開発の際に、ブレークアウト・セッションから得られたフィードバックを考慮する。
---------	---

9. 2024年3月会議

(1) プロジェクト管理のプロセスと、2024年第1四半期の進展 (10.2.1)

2023年12月会議の振り返りと、2024年第1四半期の活動について事務局が説明した。

(2) プロジェクトの目的とアプローチ (10.2.2)

事務局が提示するスライドに沿って議論を行った。

議論の前提条件

<ul style="list-style-type: none"> 公的部門の活動は経済の重要な部分を占めており、国家計画の支援を含む国際協定の履行に不可欠である。 公的部門は、国際協定の履行に向けて役割を果たすよう、他の経済部門に影響を与える政策設定の役割を担っている。 主体レベルの情報により、法域レベルの情報の品質が向上する。 公的部門の気候関連報告の枠組みは、かくあるべき。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 政策活動だけでなく自身の業務のアカウンタビリティに役立つ（該当する場合）。 ➢ 投資家ニーズに応え、民間部門のガイダンスと一致するようにする。かつ、 ➢ 最新の国際協定の実現をサポートする。

活動/インプット	ステークホルダーからのインプット 国際的なガイダンスを構築する 専門家グループを活用する ボードとスタッフの教育と時間 国際機関・地域機関からの支援
アウトプット	気候関連開示に関する IPSASB サステナビリティ報告基準

	公的部門固有のガイダンス資料 気候関連の情報開示に関する意識を高めるための公開イベント
短期アウトカム	公的部門による気候関連開示の普及の増加 政策活動とその継続的な実施に関する透明性の向上
長期アウトカム	気候関連情報の改善により、透明性、アカウンタビリティ、意思決定が向上し、国際的な気候変動に関するコミットメントの実現に貢献する

プロジェクトが希求することを「結論の根拠」に、どのように表現するか？

国民の意識を高め、公的部門における気候関連の開示の一貫性を促進し、もってさらなる透明性、アカウンタビリティ、意思決定を可能にし、それによって地球の気温上昇を産業革命前の水準より 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標の達成を支援する。

セオリー・オブ・チェンジ (ToC) の考え方は、基準書の起草にあたり、以下のような影響を及ぼす。

- (i) **目的:** 以前に起草された目的を更新し、目的のセクションから削除し、「結論の根拠」に ToC とともに含めて、基準書の長期目標の包括的な理解を提供する。かつ、
- (ii) **主体の文脈の理解:** 重要な情報を特定する最初のステップ (例: 自らの文脈の理解) の一環として、国家計画や目標を含む最新の国際的なコミットメントと、これらに貢献する際の主体の役割を理解するための適用指針を主体に提供する。かつ、
- (iii) **ガバナンス、戦略、インパクト及びリスク管理:** ガバナンス、戦略、インパクト及びリスク管理の一部として、国家計画や目標を含む最新の国際的なコミットメントに貢献する主体の役割を組み込む。具体的な起草の提案については、アジェンダ 10.2.4~10.2.6 を参照。

メンバーから出た意見の一部は、ToC は必要なのか、普遍的なもので IASB は使っているのか、RPG3 の概念は使わないのか等であった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 公的部門の気候関連開示の主目的と目標は、気候関連と戦うための最近の国際条約及び法域内のコミットメントに対する主体の貢献において、意思決定とアカウンタビリティの支えとなる、気候関連情報の開示を提供することである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • ED 草稿の目的に関する議論と論拠を、より一般的なプロジェクトの目標の文脈で「結論の根拠」に記載する。

(3) 公的部門の政策活動 (10.2.3)

民間部門のガイダンスは、主体自身の業務に関連する公的部門のユーザーの情報ニーズを満たすのに適切であるため、ED 草稿は、適切な公的部門の用語への変更と追加の補足的な適用ガイダンスによって、民間部門のガイダンスと整合する。

公的部門特有のガイダンスを必要とする公的部門の主な相違点は、公的部門の主体の政策活動に関連している。

事務局は、公的部門のガイダンスは政策活動について次のように必要であると述べた。

- 次の用語定義を明確にする。
 - ▶ 政策 (Policy) とは、法律、規制、ガイドライン、基準、手順、プログラム、助成金、補助金、支出、税金及びその他の財政措置、及び/又は公的所有権を含むがこれらに限定されない、あらゆる種類の政策介入を広く指す。
 - ▶ 気候関連のインパクトとは、主体の政策活動が、気候変動政策の結果として経済、環境、人々に与える、又は与える可能性がある直接的な影響である。
- 主体自身のコンテキストの理解: 公的部門の主体は、重要な情報を特定する最初のステップの一環として、自らの業務及び政策活動 (該当する場合) を理解する必要がある。
- ガバナンス、戦略、インパクト及びリスク管理: 主体の政策活動 (該当する場合) をガバナンス、戦略、インパクト及びリスク管理の一部として組み込む。具体的な草稿案については、アジェンダ 10.2.4~10.2.6 を参照されたい。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 事務局への指示事項が対応されることを条件として、公的部門の報告に関して追加のガイダンスが必要となる重要な相違点は、公的部門には、その政策の策定と、規制活動を通じて、経済、環境、人々へのインパクトを含め、他の主体 (他の経済部門を含む) に影響する能力があるということである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 主体自身の活動に影響する内部の政策ではなく、他の経済部門を含む他の主体へ影響する外部向けの政策に関する政策活動を明確にして、用語の見直しを検討する。 • 主体自身の気候関連インパクトは、IFRS S2 号に従った温室効果ガス廃棄物の開示を通じて対処され得ることを明確にする。一方で、主体自身の政策活動によるインパクトは、経済、環境、人々のより広範な文脈において取り扱うべきである。

(4) ガバナンス (10.2.4)

2023 年 12 月会議の小グループ会議の結果を踏まえ、事務局は、IFRS-S2 のガバナンスに関する内容に以下を追加することを提案した。

- (a) 以下に関する情報をユーザーに提供することを主体に要求する。

- 国家目標や計画の支援を含む、国際的コミットメントへの貢献における主体の目的と役割をガバナンスの協定がどのように監督するか。
 - 政策活動がどのように行われるか、政策の実施と有効性を監視する（政策の影響を判断するため）など、政策活動に対するガバナンスの協定がどのように監督を提供するか。
- (b) 公的部門の作成者に以下の適用指針を提供する。
- 政策プログラムの監督と管理が共有される場合や、特定のレベルの政府がより高いレベルの政府や省庁の影響を受ける場合など、ガバナンスの協定の様々な構造に原則がどのように適用されるかを明確にする。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • ED 草稿のレビューを条件として、戦略及びリスク管理の開示は、主体自身の運営について IFRS S2 号に整合させるが、主体の政策設定活動に関する追加の開示が適宜、必要になる。
------	--

(5) 戦略 (10.2.5)

2023 年 12 月会議の小グループ会議の結果を踏まえ、事務局は、IFRS-S2 の戦略に関する内容に以下を追加することを提案した。

- (a) 以下を理解するのに役立つ情報をユーザーに提供することを主体に要求する。
- 自らの業務を遂行するための主体の戦略及び関連する政策活動が、関連する国家目標や計画を含む国際コミットメントに貢献するかどうか、またどのように貢献するか。
 - 主体の戦略が公的部門固有のリスク（政策調整や実施リスクなど）に対処しているかどうか、またどのように対処しているか。
 - 主体の政策活動の戦略がどのように設定され、監視されるか、また、その政策の有効性やその実施を支援するための関連資源配分計画の監視方法を含む、主体自身の事業戦略とこれがどの程度統合されているか。
- (b) 公的部門の作成者に次のような適用指針を提供する。
- 公的部門の主体の運営モデルとバリューチェーンの評価を支援する。
 - 戦略に関する要件と、政策活動に関連する現在および予想される財務効果を明確にする。そして
 - 気候変動に対する回復力の評価を主体に知らせるために、政府の上層部等の他の主体が実施する気候関連シナリオ分析の適用可能性を主体がどのように検討できるかを明確にする。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 10.2.4 と同じ
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 公的部門における予算の重要性を考慮した上で、財政状態、財務業績、及びキャッシュ・フローに係る開示の議論を、公的部門の計画や予算にリンクさせる。

(6) リスク・マネジメント (10.2.6)

2023年12月会議の小グループ会議の結果を踏まえ、事務局は、IFRS-S2のリスク・マネジメントに関する内容に以下を追加することを提案した。

- (a) 以下をユーザーが理解するために役立つ。
 - 主体の政策活動と、人々、経済、環境への影響を管理するアプローチ。
- (b) 作成者に次のような適用指針を提供する。
 - 関連する国家目標や計画を含む国際的なコミットメントを履行しないリスク、政策不遵守や政府交代のリスクを含むその他の管理不可能なリスクの管理など、公的部門特有のリスク管理の考慮事項を明確にする。
 - 政策活動に関連する影響及びリスク管理が他の公的部門の主体のリスク管理プロセスにどのように情報を提供し、自らの運営のリスク管理プロセスと統合又は分離されるかについてガイダンスを提供する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 10.2.4と同じ
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 開示のどのセクションが必須であるのかを明確にする。また、開示が行われない場合に、説明が必要かどうかを明確にする。 • リスクや管理の報告などの他の報告書との相互参照、又はそれらの情報の取り込み方法について検討する。 • 最終的な規制当局としての公的部門の役割と、関連する開示規定又は適用指針について検討する。

(7) 指標と経過措置－ブレイクアウト・セッションにおける討議 (10.2.7)

ボードメンバー以外の会議参加者も含めた全員が四つの小グループに分かれて、以下の二つの議題について討議を行った。

議題1 指標 (metrics) についてのコメント

- 主体自身の業務に IFRS-S2 の指標を適用する案について
- 指標に関する政策活動について注目する領域案について
- 事務局が探求すべきその他の公的部門と民間部門の相違点、及び探求すべき理由

議題2 経過措置についてのコメント

- 経過措置について事務局が提示した3案のどれを好むか、及びその理由
- 段階的に適用するC案を選択した場合、その理由と事例
- 試行期間は必要か

以上